

議案第二十八号

三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例の設定について

次のとおり三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成五年参月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例

(設置)

第一条 町民の余暇活動と交流を助長し、もって町民の健康で文化的な生活の向上に資するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、三朝町ふるさと健康むら（以下「健康むら」という。）を三朝町大字横手十五番地の一に設置する。

(利用の許可)

第二条 健康むらを利用しようとする者で、その利用が次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 健康むらの施設（多目的コート、ゲートボール場及びクワ広場をいう。以下同じ。）について、独占する場合

二 設備を設ける場合

三 物品の販売その他営利を目的とする場合

四 募金活動、署名運動その他これらに類する行為をする場合

2 町長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用権の譲渡禁止)

2 使用料は、利用を許可するときに徴収する。

3 すでに納入された使用料は返還しない。ただし、町長が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第六条 町長は、前条の規定にかかわらず、公益上その他特別の理由により必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第七条 町長は、健康むらの保全及び利用の許可に関する事務を公共的団体に委託することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、健康むらの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。